

◎ 安保法制は違憲。国に過ちをくり返させない ◎ 99



安保法制は違憲であると国を提訴(6月20日さいたま地裁前)

## 東埼玉違憲訴訟のつどい

裁判  
は  
じ  
め  
ま  
し  
た

とき

2016 **9/19** (敬老の日) 午後2時

ところ 越谷市市民活動センター5階活動室

(越谷駅(東口)前 ツインシティB棟5階)

内容 第1部 弁護士のお話「違憲訴訟の意義と展望」

第2部 私たちの思い(原告、障害者、ママ、若者、戦争体験者)

参加費 500円 どなたでも参加できます。直接ご来場ください

主催 東埼玉違憲訴訟のつどい実行委員会

後援 埼玉障害者市民ネットワーク、越谷9条の会、  
東埼玉百人委員会、山猫くらぶ

連絡先 安保法制違憲訴訟埼玉の会

石井(☎048-965-6883) 倉橋(☎048-986-5846)



ちようど一年前、国会周辺に大勢の国民が集まり、安全保障法案は憲法違反だと安倍政権に迫りました。法案はドサクサの中、国会で可決させられましたが、違憲であることは変わりません。

私たちは六月二〇日、三一八名が原告となり安全保障法制は違憲であると、国を相手にさいたま地裁に訴えをおこしました。いよいよ一〇月二六日には口頭弁論が始まります。

安倍政権がねらうのは米軍と一体的に行動する自衛隊です。一旦戦争になれば、自国民だけでなく他国民にも大きな被害を与えてしまいます。戦争は二度とおこしてはならないはず。このことを胸に刻むつどいにしましょう。

